

懲戒の手續に付された事案の事前公表について

2026年7月22日

東京弁護士会 会長 石原 修

公表

当会は、下記の会員に対して弁護士法第56条第1項に定める弁護士としての品位を失うべき非行があると思料し、弁護士法第58条第2項に基づき、綱紀委員会に調査命令を発したので、懲戒処分の公表等に関する会規第3条（懲戒の手續に付された事案の事前公表）により公表します。

被公表会員 水野 智之（みずの ともゆき）

登録番号 36937

登録上の事務所 〒101-0043

東京都千代田区神田富山町7 BIZSMART神田富山町408

神田リーガル法律事務所

懲戒の手續に付された事案の概要

1 非行となる対象行為

被公表会員は、東京家庭裁判所から成年被後見人に選任され、成年被後見人の財産管理業務を行っていたところ、被公表会員が締結した成年被後見人が所有する居住用不動産の売買契約における売買代金4千数百万円を、本来なら成年被後見人に帰属させるべきところ自己の預り金口座に振り込ませ、本日まで成年被後見人やその親族に返還しない。

また、被公表会員が管理する成年被後見人の預金口座から合理的な説明なく1千数百万円が引き出されており、併せて東京家庭裁判所後見センターへの定期報告時に提出した同預金口座の通帳写しが、上記引き出しを隠ぺいするかのように改ざんされていた。

更に、被公表会員は東京家庭裁判所後見センター、成年被後見人の親族やその代理人からの再三再四に亘る連絡や問い合わせに対応せず、当会からの連絡にも対応しない。

被公表会員の上記行為は、後見人の善管注意義務に反し、成年被後見人に甚大な損害を与えるものと疑わざるをえず、弁護士法第56条第1項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当する。

2 事前公表を実施する理由

前項の各事実は、関係証拠から、その存在を認めることができ、被公表会員による前項

の行為は、成年被後見人やその親族に重大な損害を与えている。

また、被公表会員の非行となる対象行為が成年被後見人による成年被後見人の財産の用途不明の引き出しや家庭裁判所へ提出する預金通帳写しの改ざんの疑いという重大なものであること、当会の市民窓口には前記1記載の事実以外にも、被公表会員に関し依頼者からの預り金の不正使用を疑わせる苦情や連絡がとれないという苦情が寄せられていることを踏まえ被害の拡大を防止する必要があることを考慮し、当会は、綱紀委員会に対して調査命令を発したことについて事前公表するものである。

綱紀委員会に調査を請求した年月日 2026年7月14日

※被公表会員の依頼者の方々からの相談は市民窓口で対応いたします。

東京弁護士会市民窓口

予約受付時間：月曜日～金曜日 13時～15時（祝祭日・年末年始を除く）

TEL：03-6811-2239（市民窓口専用電話番号）